

『H31年度税制改正大綱(5) 消費税シフトで住宅・車体減税』

10月からの消費税率引き上げに伴い、住宅の需要変動の平準化のため、住宅ローン控除の期間を延長して13年間とする所得税額の特別控除の特例が創設された。11年目以降の3年間で、2%増の負担を軽減することとなる。住宅の区分に応じて控除額が決まるが、例えば認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅では、○住宅借入金等年末残高(最大5,000万円)の1%、○住宅取得等の対価の額(税抜)の2%を3で除した額、のいずれか少ないほうが控除額となる。なお、引上げから2020年末までの間に取得し、かつ居住の用に供した住宅のみが対象となるほか、経過措置や免税事業者からの取得などで10%が課されない場合は適用されない。



同じく自動車の車体課税についても、消費税の引上げに合わせて見直される。【自動車税】総排気量に応じて減税、最も小さい1,000CCで4,500円。【自動車重量税・自動車取得税】軽減割合を縮小する一方、適用期限を延長。自動車取得税は、消費税増税後に廃止。【環境性能割】自動車取得税の廃止に伴い導入される。平成32年度燃費基準に基づく区分に応じた税率となる予定。【グリーン化特例】自家用の乗用車、軽自動車に係る特例の対象を電気自動車、天然ガス車等に限定(75%軽減)。

『ハイブリッド型雇用に向け舵を 外国人材の活躍推進も—同友会』

経済同友会は日本の労働市場を取り巻く状況と課題を分析するとともに、(1)雇用流動化の仕掛けづくり(2)戦略的な外国人材受け入れの開かれた仕組みづくり—を提言。(1)ではジョブ型雇用の選択肢がないことがダイバーシティや雇用の流動化を阻害しているとして、メンバーシップ型雇用からジョブ型雇用とのハイブリッド型への移行(2)では「新たな在留資格」制度の運用を円滑にする仕組みと「新たな在留資格」制度の実効性を高めるために必要な仕組み—を提案した。メンバーシップ型雇用とは、職務や労働時間、勤務地が限定されない働き方。一方、ジョブ型雇用とはこれらが限定される働き方。提言が推奨するハイブリッド型雇用とは、企業がメンバーシップ型雇用とジョブ型雇用の選択肢を設け、個人が自主的に働き方を選ぶ雇用のあり方をいう。ハイブリッド型雇用の導入により企業はグローバル化、技術革新などによる産業構造の変化に応じて柔軟に事業を組み換え、人材を確保しやすくなるなどとしている。昨年末の法改正で創設が決まった「新たな在留資格」については、当面はパイロット的な位置付けで運用し、その効果の検証も踏まえて、見直しの検討が不可欠だとした上で、技能実習制度と独立した制度運用などを提唱した。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com